

仕 様 書

- 1 業 務 名 福島県後期高齢者医療広域連合電話機器等賃貸借
- 2 履行期間 契約締結の日から令和 13 年 8 月 31 日まで
内、賃貸借期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日まで (60 カ月)
- 3 内 容
- (1) 基本事項 電話機主装置等の賃貸借及び設置、データ設定等に付帯する一切の業務
- (2) 納品及び設置場所 福島県福島市中町 8 番 2 号 福島県自治会館 2 階
福島県後期高齢者医療広域連合事務局
- (3) 品目及び数量等

区分	品目	仕様・規格	数量
機器	電話主装置	・新品であること ・NEC Aspire6 と同等品以上であること	1 台
	多機能電話機	・新品であること ・NEC DTG 24D 1D と同等品以上であること ・24 ボタン以上であること ・ナンバーディスプレイ機能を有していること ・発着信履歴をディスプレイで確認できること ・ディスプレイは漢字による表示ができること ・外線発信相手への電話番号表示には、使用した電話回線の番号が表示されること ・転送、保留、可変不在転送、話中/応答遅延転送、長時間保留通知機能を有していること ・オートアテンダント機能を有すること ・ダイヤルイン機能を有すること ・スピーカー機能を有すること ・特番ダイヤルに発信できること ・外線又は内線への発信・通話中は、相手方の電話番号又は内線番号がディスプレイで確認できること ・通話状況について視覚的に認識できる点滅ボタンが装備されていること ・代理応答の機能を有すること	16 台
	その他 (電話主装置 及び 多機能電話機)	・現在契約中の NTT 東日本ひかり電話オフィス回線 7ch5 番号を直接収容できること ・現在使用している福島県庁内線が使用できること ・購入済み電話機 (NEC DTK 24D 1D) と同時運用ができること。なお、同時運用が出来ない場合は多機能電話機を 4 台追加で納品し、当該費用を契約金に含めること。	1 式

		・ IVR（自動音声応答）機能を有すること ・ 自動音声内容の変更は、受注者が発注者の委託を受けて行う（※）こと ・ 夜間（時間外）モード切替機能を有すること。なお、祝日の設定については、発注者自身が行う場合と、受注者が発注者の委託を受けて行う場合（※）のどちらにも対応していること。 ・ 停電時給電可能なバッテリーを有すること ・ 短縮番号に 900 件以上登録可能であること。なお、登録については発注者自身が行う場合と、受注者が発注者の委託を受けて行う場合（※）のどちらにも対応していること。 ・ 通話録音機能を有すること ・ システムに蓄積された通話録音データを効率的に運用するため、指定の PC に管理用ソフトウェアをインストールの上、主装置にネットワーク経由で接続し、録音データを PC 側へダウンロードすることにより、再生・バックアップが容易に行えるよう設定を行うこと。 ※供用開始前の移行作業を除き、委託料は別途請求すること。	
	一般内線電話	・ 新品であること ・ NEC ATG 1 1D と同等品以上であること ・ 内線通話が可能であること	1 台
	保守	・ 電話機器等の修理、交換が必要な場合は速やかに代替機と交換し現状復帰を行うこと ・ 年間 10 件まで、自動音声内容の設定変更に対応すること。（年間 10 件を超えた場合は、別途委託料を請求すること）	1 式

（４）機器等の搬入・設置・設定・配線及び既設機器等の撤去

・ 広域連合担当職員の指示の下、電話機主装置及び電話機設置に伴う工事一式を行うこと。（別紙システム構成参照）

・ 本工事の配線方法は、電気工事共通仕様書のほか、総務省令で定める技術基準に準拠して施行すること。

・ 使用材料その他の用品は、技術基準適合品を使用すること。

・ 電話配線については、既設配線の流用を認める。

・ 令和 8 年 9 月 1 日から供用開始できるよう、令和 8 年 8 月 30 日までに電話交換機設備等の据付調整を完了すること。なお、作業は基本的に業務時間（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）外に行うこと。また、作業スケジュールについて令和 8 年 8 月 7 日までに担当者に連絡すること。

・ 既設機器に登録中の短縮ダイヤルについて、令和 8 年 8 月 30 日までに更新機器へ移行

すること。

- ・内線番号その他交換機の提供サービスに必要なデータ設定を令和8年8月30日までに
行うこと。
- ・電話機器等設置完了後、令和8年8月30日までに各機器の動作試験及び調整を十分に
行い、正常な動作を確認すること。
- ・機器の取扱説明については、随時必要に応じて行い、電話機器等を運用するにあたり、
支障がないようにすること。また、電話機器等及び当該契約について、速やかに担当者の
相談に応じること。

(5) その他

- ・保守期間は、設置後から賃貸借期間終了までとする。

4 関係図書の提出

電話機器等の設置完了後、取扱説明書その他広域連合が必要と認める資料を広域連合
に提出すること。

5 支払方法

税抜き契約金額を契約期間 60 ヶ月で案分し、請求書により月締め翌月払いとする。

6 入札書記載要領

入札書に記載する金額は、税抜きの総合価格を記載すること。

7 契約金額について

以下の経費については、契約金額に含まれるものとする。

- (1) 電話機器賃貸借料
- (2) 機器取付費用及びそれに伴う作業経費
- (3) 短縮ダイヤル移行作業費
- (4) 契約終了後の既設機器等の撤去及び処分費用並びにそれに伴う作業費用
- (5) 保守費用（故障・損傷時の電話機器等の修理、交換にかかる本体及び部品費用
及び作業費用）

ただし、下記に該当する故障・損傷である場合、保守費用は発注者が負担するものとする。

- ・発注者による不当な修理や改造等による故障・損傷
 - ・地震・津波・噴火等に起因する故障・損傷
- (6) 保守費用（年間 10 件までの自動音声内容の設定変更費用）

8 その他

契約締結後、発注者は、当該契約に係る予算の減額、又は削減があった場合は、この契約を解除し、又は発注者受注者の協議により減額することができる。